

藤沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について  
藤沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「，第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める必要による。